

登別市指定居宅サービス事業者等指導監査要綱

登別市地域密着型サービス事業者等指導監査実施要綱の全部を改正する。

第1 目的

この要綱は、登別市が指定居宅サービス事業者、指定地域密着型介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。なお、指定居宅サービス事業者等のうち保険医療機関の病院及び診療所が行う居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の指定居宅サービス事業者、保険医療機関の病院及び診療所が行う介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護の指定介護予防サービス事業者、保険薬局が行う居宅療養管理指導の指定居宅サービス事業者並びに保険薬局が行う介護予防居宅療養管理指導の指定介護予防サービス事業者は以下「特定事業者」という。）に対し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条に基づく指導と、第76条、第78条の7、第83条、第115条の7、第115条17、第115条の27の規定に基づく監査を実施し、その指定居宅サービス事業者等の介護給付等対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導

1 指導方針

指定居宅サービス事業者等に対し、各種指導形態によって、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、指定居宅サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの取扱いや、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

2 指導形態

指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる指定居宅サービス事業者等を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

指導の対象となる指定居宅サービス事業者等の事業所において実地で行う。

ア 登別市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

イ 登別市が厚生労働省又は北海道と合同で行うもの（以下「合同指導という。」）

3 指導担当区分等

指導実施サービス事業は別表のとおりとする。

4 指導対象の選定

指導対象の選定は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準を標準とし、毎年度計画を策定して実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導の必要がある事業所を対象に実施する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 実地指導は、原則6年に1回実施することとし、新規に指定した指定居宅サービス事業者等は指定後2年以内に実施する。

イ その他特に実地指導が必要と認められる指定居宅サービス事業者等を対象に実施する。

(3) 特定事業者の指導については、(1)及び(2)の規定によらず、必要に応じて実施する。

5 指導方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる指定居宅サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定居宅サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。なお、集団指導に欠席した指定居宅サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付するなど、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる指定居宅サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定居宅サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる指定居宅サービス事業者等において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知した

のでは当該指定居宅サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 出席者

指導に当たっては、指導対象となる指定居宅サービス事業者等の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求める。

ウ 指導方法

実地指導は、関係書類を確認し、管理者及び関係職員との面談方式で実施する。

エ 指導体制

2名以上で指導体制を編成し、うち1名は主査職以上とする。

オ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、後日、文書によって通知する。

カ 報告書の提出

文書で指導した事項については、改善状況報告書の提出を求める。

キ 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を実施する。

(ア) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。

(イ) 報酬請求の内容が不正な請求と認められる場合。

6 自主点検に伴う自主返還

実地指導において、介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し過誤が認められたときは、当該指定居宅サービス事業者等に対し、指摘事項に係る自主点検を指示する。

第3 監査

1 監査方針

第3の7(2)に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の

請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

2 監査対象の選定基準

監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 通報、苦情及び相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）及び地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 連合会及び保険者からの通報情報
- (4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す指定居宅サービス事業者等
- (5) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- (6) 実地指導において確認した情報

3 監査方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者等の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を実施する。

4 監査体制

2名以上で監査体制を編成し、うち1名は主幹職以上とする。

5 監査実施通知

監査対象となる指定居宅サービス事業者等を決定したときは、原則次に掲げる事項等を文書により、当該指定居宅サービス事業者等に通知する。

ただし、第2の5(2)キの規定により、実地指導を中止し、監査へ変更した場合は除く。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

6 出席者

監査にあたっては、監査対象となる指定居宅サービス事業者等の開設

者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付費等対象サービスの担当者、介護給付費請求担当者等の関係職員（従業者であった者を含む）の出席を求める。

7 監査後の措置

（1）監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 指定居宅サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

（2）行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法の規定に基づき勧告、命令、指定の取消しその他の行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告

指定居宅サービス事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合、当該指定居宅サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。また、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を行った場合は、当該指定居宅サービス事業者等から、期限を定めて文書により報告を求めるものとする。

イ 命令

指定居宅サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、その旨を公示し、当該指定居宅サービス事業者等から期限を定めて文書により報告を求めるものとする。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等の内容が、法第 77 条第 1 項各号、第 78 条の 10 第 1 項各号、第 84 条第 1 項各号、第 115 条の 9 第 1 項各号、第 115 条の 19 第 1 項各号、第 115 条の 29 第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

なお、指定の取消等をした場合には、その旨を公示する。

（3）聴聞等

監査の結果、当該指定居宅サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（4）行政上の措置の通知

取消処分等を行ったときは、当該指定居宅サービス事業者等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知する。

（5）行政上の措置の公示等

監査の結果、取消処分等を行ったときは、法第78条、第78条の11、第85条、第115条の10、第115条の20及び第115条の30並びに第76条の2、第78条の9、第83条の2、第115条の8、第115条の18、第115条の28の規定に基づき、速やかにその旨を公示するとともに、北海道及び北海道国民健康保険団体連合会に対し連絡する。

（6）経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合には、当該指定居宅サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

第4 指定居宅サービス事業者等からの現況報告

指定居宅サービス事業者等から毎年4月1日を基準日とする現況報告書を5月末日までに提出させる。

なお、特定事業者については、必要に応じて提出させる。

第5 関係課との連携

1 他法の規定に基づく検査等との連携

登別市においては、医療法に基づく立入検査等、他法に規定する検査等を所管する関係部署と連携を図り、合同で実地指導等を実施するなど効率的に行う。

2 北海道との連携

登別市においては、必要に応じて、北海道と連携を図り、合同で実地指導等を実施するなど効率的に行う。

第6 その他

指導監査に関し、その他必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

別表

実施機関	実施区域	サービス事業
登別市	登別市	指定訪問介護 指定訪問入浴介護 指定訪問看護 指定訪問リハビリテーション 指定居宅療養管理指導 指定通所介護 指定通所リハビリテーション 指定短期入所生活介護 指定短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 指定福祉用具貸与 指定特定福祉用具販売 指定居宅介護支援 指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防訪問看護 指定介護予防訪問リハビリテーション 指定介護予防居宅療養管理指導 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防短期入所生活介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定特定介護予防福祉用具販売 指定介護予防福祉用具貸与 指定介護予防支援 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

		夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
--	--	---